

第 33 回 CY 法務セミナー

日本企業のための国際商事仲裁・調停の活用方法 ～シンガポール国際仲裁・調停センターの近時の動向を踏まえて～

【開催日時】 2018 年 1 月 19 日（金） 14：30～17：00（14：00 受付開始）

【会 場】 シティユーワ法律事務所ホール（東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビル 9 階）

【受講料】 無料

【定 員】 50 名

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

セミナー内容（第一部は英語で行います。日英同時通訳がございます。）

第一部 Singapore as a Dispute Resolution Hub: Recent Developments at SIAC and SIMC

SIAC North East Asia 担当ヘッド SEAH LEE 氏

SIMC ディレクター HAZEL TANG 氏

第二部 日本企業にとっての国際商事仲裁の活用方法

シティユーワ法律事務所 弁護士 前田 葉子

＜セミナー担当より＞

第一部

SIAC（シンガポール国際仲裁センター）及び SIMC（シンガポール国際調停センター）の最新動向について、SIAC 及び SIMC の担当者が直接解説いたします。

Seah Lee 氏からは SIAC に関して特に 2016 年の SIAC の新ルールの内容、SIAC 仲裁においていかに時間とコストを節約するか、及び日本の当事者を含む仲裁の傾向などをご紹介します。

Hazel Tang 氏からは SIMC 調停のコストや平均所要日数、調停の成功率などの基本的データ、日本企業による利用例、調停のメリット、SIAC と SIMC の Arb-Med-Arb の手続などをご紹介します。

第二部

外国企業との国際取引において、仲裁条項作成時の注意点に始まり、紛争が生じた場合の仲裁手続にかかるコストと得られるリターンの見極め、保全手続、仲裁判断の執行に至るまで、近時の裁判例や法改正等にも触れつつ検討ポイントを解説します。それらを踏まえてどうすれば日本企業が国際商事仲裁を有利に活用することができるのか、実際の仲裁事件をベースに検討いたします。

《スピーカープロフィール》

SEAH LEE

韓国法弁護士／SIAC North East Asia 担当ヘッド

韓国の大手法律事務所の仲裁グループにおいて多数の国際仲裁・訴訟、交渉案件等を担当の後、SIAC に勤務。North East Asia を担当する。

HAZEL TANG

シンガポール法弁護士／SIMC ディレクター

シンガポール及び上海の資格を有する調停人・仲裁人。シンガポールの大手法律事務所において、建設・インフラストラクチャー等の分野において国際仲裁・訴訟・調停などを担当した後、SIMC に勤務。

弁護士 前田 葉子 (まえだ ようこ)

シティユーワ法律事務所所属弁護士 (スペシャル・カウンセラー)

2003 年弁護士登録。2010 年ペンシルバニア大学ロースクール卒業 (LL.M.)。2010 年～2011 年 Debevoise & Plimpton 法律事務所。2011 年米国ニューヨーク州弁護士登録。2012 年 シンガポール国際仲裁センター (SIAC)。国際仲裁・訴訟を中心的な業務とする。